

岡山県中小企業特別高圧電力価格高騰対策事業補助金実施要領

制定 令和5年6月16日

(趣旨)

第1 岡山県中小企業特別高圧電力価格高騰対策事業補助金交付要綱に定める補助事業を実施する執行団体（以下「事務局」という。）が中小企業特別高圧電力価格高騰対策事業（以下「補助事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(事務局)

第2 事務局は、次の(1)から(5)までの全ての要件に該当する者の中から知事が選定する。

(1) 基本的要件

- ア 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されているものであること。
- イ 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9その他(情報・通信サービスを除く。)、小分類10その他」に登載され、格付け区分がA又はBであること。
- ウ 入札参加資格者名簿に登載された事務所の所在地が岡山県内にあること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- オ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- カ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- キ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ケ 県税に滞納がないこと。

(2) 守秘義務に関する要件

業務上知り得た情報を漏らさないことについて、事務局の服務規程に定められていること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

補助事業に係る業務を通じて得た情報により、事務局が新たな営利を得るものでないこと。

(4) 業務執行体制に関する要件

岡山県内全域において業務を執行する体制が整っており、かつ、必要に応じて岡山県

内の産業支援機関と連携を取りながら、業務を執行するために必要な能力を持った者が配置される予定であること。

(5) 業務実績に関する要件

過去3年以内に、国又は地方公共団体等の公的機関に関わる事業実績を有すること。

(補助事業)

第3 補助事業の内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に影響を受けている中小企業が多い中、エネルギー需要の増加やウクライナ情勢の影響によりエネルギー価格の高騰が続き、事業活動が不安定な状況である中小企業の競争力強化及び県内産業の活力維持に向け、特別高圧電力で受電する中小企業等に対し電気使用量に応じて支援金を交付する業務とする。

(実施期間)

第4 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和6年3月20日までとする。

(支援金)

第5 支援金の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）、支援金の対象者（以下「支援対象者」という。）、支援金の対象経費（以下「支援対象経費」という。）、支援対象期間、支援単価及び支援額は、以下のとおりとする。

支援対象事業	支援対象者
中小企業特別高圧電力価格高騰対策事業	次の全ての要件を満たす事業者を支援対象とする。 (1) 岡山県内に事業所等を有し、中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業及び個人事業主又は中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に定める法人。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。 ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業 ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を、上記①から③に該当する中小企業が所有している中小企業 ⑤上記①から③に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業 ⑥県税に滞納がある者 ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23

年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っている者

⑧財団法人、社団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等中小企業基本法に規定する中小企業でない者

⑨日本標準産業分類に基づく次のいずれかの事業を主として行う者

(A) 農業、林業

(B) 漁業

(P) 医療、福祉 ((835)療術業及び(836)医療に附帯するサービス業を除く)

次のいずれかのサービス業

(7291)興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの)、(7661)バー、キャバレー、ナイトクラブ、(7999)易断所、観相業、相場案内業、(803)競輪・競馬等の競走場、競技団、(8063)マージャンクラブ、(8064)パチンコホール、(8094)芸ぎ業、(8096)場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業、(9299)集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く)、(93)政治・経済・文化団体、(94)宗教、(95)その他のサービス業、(96)外国公務

次の小売業

(6033)調剤薬局

※平成25年10月改定「日本標準産業分類」による。かっこ内の英字・数字は分類符号。

(2) 次のいずれかに該当する者。

①県内の事業所等(市町村等が設置する公共施設を除く。)において特別高圧電力で直接受電する中小企業等

②県内の特別高圧電力で受電する工業団地や商業施設等(市町村等が設置する公共施設を除く。)に入居する中小企業等

(3) 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者。

支援対象経費の区分	支援対象期間	支援単価	支援額（1月あたり）
特別高圧電力で受電する電気料金	令和5年4月～9月使用分	(4月～8月分) 3.5円/kWh	支援対象期間の各月における電気使用量に左記支援単価を掛けた金額
※小売電気事業者に対し、既に支払済のもの	※「検針のあった月」により、該当月を判断するものとする	(9月分) 1.8円/kWh	

（支援金に関する業務）

第6 支援金に関して事務局が行う業務は、次のとおりとする。なお、事務局は、業務の実施に関する知事の指導に従うものとし、業務の実施に係る疑義、支障等が生じたときは、速やかに知事に報告を行い、必要に応じて協議又は指導を求めるものとする。

(1) 広報業務

支援金についての周知を図るため、チラシの作成及び配布、ホームページへの掲載並びに必要に応じて支援機関等への情報共有により効果的な広報を行う。

(2) 公募及び問合せ対応業務

支援金の公募業務並びに支援金制度及び支援金申請に関する問合せに対応する。

(3) 交付申請兼実績報告書受付業務

申請要件及び必要書類の確認の上、交付申請兼実績報告書の受理業務を行う。また、不備書類への指導を行う。

(4) 審査、交付決定業務及び支払手続き

ア あらかじめ、支援金の交付に関する規定を定め、知事の承認を受けること。

イ 支援対象者から提出のあった交付申請兼実績報告書の審査を行い、交付決定及び額の確定を通知し、支払手続きを行う。

(5) 支援対象者の個人情報の管理

支援対象者の個人情報を厳重に管理すること。

(6) その他事業管理上の対応

その他、支援対象事業に関連する管理業務を行う。

（その他）

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月16日から施行する。